

定 款

一般財団法人全日本マーガリン協会

一般財団法人全日本マーガリン協会

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般財団法人全日本マーガリン協会（以下「本協会」という。）といい、[英文名は All Japan Margarine Association 略称 AJMA] と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に置き、従たる事務所を理事会の決議を経て、必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、マーガリン（ショートニング、精製ラード、精製加工油脂及びその他の食用加工油脂類を含む。以下同じ。）工業の改良・発達並びに相互連携及び啓発を図るとともに、マーガリンに関する調査、研究並びに企画、提言等を行い、もって斯業の振興と国民の食生活の改善・向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) マーガリン工業の調査研究
- (2) マーガリン工業に関する文献、資料の蒐集及び提供
- (3) 展示会、品評会、研究会、講演会等の開催
- (4) マーガリン工業関係者に対する集会及び連絡に関する施設の提供
- (5) マーガリン工業並びにその流通、消費に関する研究開発、改善及び振興等に対する助成又は表彰
- (6) その他、本協会の目的を達するため必要な事業

2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 本協会の目的である事業を行うための資産は、基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、理事会及び評議員会で定めた財産とする。
- 3 基本財産は、本協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
- 4 基本財産以外の財産を運用財産とし、本協会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第6条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 理事長は、毎事業年度開始前に、事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に備え付け、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長は、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 正味財産増減計算書
 - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置くとともに、定款を事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第9条 本協会が、資金の借入れをしようとするときは、その当該事業年度の収入をもって返済できる一年以内の短期借入金を除き、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 本協会に評議員8名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。ただし、評議員候補者は理事会において推薦することができる。

2 評議員を選任する場合には、次の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 法人は役員となることができない。

(2) 評議員は、一般財団法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

3 評議員の変更があった場合は、評議員会終了後、二週間以内に登記を行なう必要がある。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員の報酬等は無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合には臨時評議員会を開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会の招集の通知は1週間前までに、書面で通知を発しなければならない。書面に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員の中から互選により選任する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他の法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第21条に定める定数の枠を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。
- 4 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決した旨の評議員会の決議があったものとみなす。
- 5 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には出席した議長及び評議員会で選任された議事録署名人2名が記名押印する。

第6章 役員等

(役員の設定)

第21条 本協会には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上8名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を業務執行理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

4 役員の変更があった場合は、評議員会終了後、二週間以内に登記を行なう必要がある。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及び本定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は、理事長を補佐し、業務を執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、自己の職務の執行の状況を理事会に毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬等は無償とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(相談役)

第28条 本協会は、任意の機関として相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、本協会の役員を経験し、功労のあった者で次の職務を行なう。
 - (1) 理事長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。任期は、2年とし再任を妨げない。
- 4 相談役の報酬等は無償とする。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行なう。

- (1) 本協会の業務執行の決定。
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の招集の通知は1週間前までに、通知を発しなければならない。
- 4 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催する

ことができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

- 2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。
- 3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。ただし、理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告は省略できない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 本定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条（目的）、第4条（事業）及び第11条（評議員の選任及び解任）についても適用する。

(解散)

第36条 本協会は、基本財産の滅失による本協会の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第37条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 本協会は、剰余金の分配を行わない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第39条 本協会に事務局を設け所要の職員を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。
- 4 事務局の運営について必要な事項は、理事長が定める。

第11章 補則

(細則)

第40条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(附則)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の最初の理事長は、中嶋宏元とする。